

東大阪市都市公園および児童遊園内の行為許可審査基準

1 都市公園および児童遊園内の行為制限

東大阪市都市公園条例（以下、「公園条例」という）第3条（行為の制限）および東大阪市児童遊園条例第4条（占用使用の許可等）に基づく許可申請に対する審査基準を以下のとおり定める。

2 行為制限の種類

《都市公園》

公園条例第3条において、次の各号の事項を制限行為と規定している。これらの行為を行う場合には、公園管理者（指定管理者）の許可を要する。

- (1) 露店営業その他これに類する行為をすること。
- (2) 写真の撮影会又は映画の映写会その他これらに類する催しをすること。
- (3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して使用すること。

《児童遊園》

児童遊園条例第4条において、児童遊園は、地域の催しその他市長が特に必要と認めたと目的に使用する場合に限り、その全部又は一部を占用して使用することができる。

3 申請者区分

本許可申請を申請する者を以下のように区分する。

区 分	申 請 者
公 的	・ 東大阪市、東大阪市教育委員会、その他官公庁 ・ 本市が設置した学校、保育所または幼保連携型認定こども園 ・ 公園愛護会、地域自治会 ・ 指定管理者
一 般	・ 上記以外の申請者

4 審査基準

《共通基準》

公園条例第5条（行為の禁止）および以下の要件をすべて遵守すること。

- ① 公園施設である園路、広場および駐車場などの設置目的を無視し、他の利用者の妨げにならないこと。
- ② 他の法令の許可を要する場合には当該許可を得ること。
- ③ それぞれの公園の特性、規模、設置目的、利用の実態、周辺環境等に適合

するものであること。

- ④ 他の公園利用者の危険性を増大させる行為および一般常識に照らして危険な行為でないこと。
- ⑤ 破損・汚損、振動、騒音、悪臭、蛮行その他公園周辺の秩序を乱す行為でないこと。
- ⑥ 公園の一部または全部を常時または長期間・定期的に使用するなど、他の公園利用者の妨げにならないこと。
- ⑦ 公園利用者、地域住民等に配慮していること。
- ⑧ 公園への自動車の乗り入れは準備行為など最低限とすること。
- ⑨ 宗教的活動でないこと。
- ⑩ 私的な利益を目的としていないこと。
- ⑪ 公園愛護会、地域自治会に周知すること。

《個別基準（公園条例第3条）》

花園中央公園の使用許可にあたっては、本審査基準と合わせ「東大阪市花園中央公園におけるイベント申請の手引き」によることとする。

(1) 露店営業その他これに類する行為をすること。

① 物品販売、頒布、その他これに類する行為

単独の販売行為は以下の場合をのぞき許可しない。

ア 公園施設の設置管理許可を得た出店

イ 市にあらかじめ承認を得た指定管理者が実施する自主事業

ウ 個別基準(3)において認められた催しなどの「主たる行為」に付随する販売行為

② 募金、署名活動、ビラ配り、その他これに類する行為

実施の趣旨および用途が明確であり、公益的または一般に有用と認知されたもの場合は許可することができる。また、実施団体の名称および連絡先を掲示すること。

(2) 写真の撮影会又は映画の映写会その他これらに類する催しをすること。

業として行う以下の行為は許可を要する。

① テレビ、映画、写真等の撮影

② 販売を目的とした情報誌、広告等の撮影

③ 撮影会や映写会

ただし、いずれも事前に市に企画書等を提出すること。また特段の理由がない限り平日の公園利用者が少ない時間帯とし、撮影場所については公園利用者への影響などを考慮し、市と協議したうえで決定すること。

④ ドローンの使用については別途内規による。

(3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して使用すること。

① 展示会、博覧会、競技会、マラソン大会、運動会等

ア 公園利用者の鑑賞、学び、運動、レクリエーション等の機会を創出し、教養の向上、健康の増進等に寄与するものであること。

イ 個人による申請は認められない。

ウ 東大阪市が主催、共催、市が特別に招聘したもの、また「3申請者区分」の「公的」に該当する申請者においては、「(1) ①露店営業その他これに類する行為」を伴うことができる。

エ 申請者区分の「一般」に該当する申請者においては、市の後援がある場合に、露店営業その他これに類する行為を伴うことができる。

② 野球、サッカー、テニス等の球技

ア 公園において、球技の練習、試合、教室その他これに類する行為のために公園を一部または全部を使用することは許可しない。当該公園近隣の地域自治会等が不許可事項に抵触しない範囲で使用する場合は、市と協議のうえ公園利用者への配慮を条件に許可することができる。

イ 軽易な球技については、他の公園利用者への配慮をすることを条件に自由使用とする。

③ 盆踊り、夏祭り、秋祭りなど地域住民のための催し

ア 地域住民の親睦を図るために行うものであること。

イ 開催にあたっては事前に地域自治会や公園愛護会の理解を得ること。

ウ 宗教団体の行う布教を目的とした祭礼は許可しない。

エ 東大阪市が主催、共催、市が特別に招聘したもの、また「3申請者区分」の「公的」に該当する申請者においては、「(1) ①露店営業その他これに類する行為」を伴うことができる。

オ 申請者区分の「一般」に該当する申請者においては、市の後援がある場合に、露店営業その他これに類する行為を伴うことができる。

④ 興行その他これに類する催し

ア 個人による申請は認められない。

イ 入場料や販売行為等による収入を得ることを主な目的とした興行は許可しない。ただし、東大阪市が主催、共催、市が特別に招聘したもの、市の後援がある場合には許可することができる。

ウ 東大阪市が主催、共催、市が特別に招聘したもの、また「3申請者区分」の「公的」に該当する申請者においては、「(1) ①露店営業その他これ

に類する行為」を伴うことができる。

エ 申請者区分の「一般」に該当する申請者においては、市の後援がある場合に、露店営業その他これに類する行為を伴うことができる。

⑤ 集会

ア 営利目的ではないこと。

イ 演説会、講演会その他これに類する集会として適用する。

⑥ 駐車、駐輪

ア 公園駐車場以外の場所での自動車の駐車については許可しない（全国高校ラグビー大会、東大阪市成人祭除く）。

イ 工事車両については、来場者の安全確保を条件に許可することができる。

ウ 自転車の駐輪については原則許可しない。ただし、市と協議のうえ、公園利用者への配慮を条件に許可することができる。

⑦ 防災訓練、防犯訓練等

ア 消防局の管理下においては、消火訓練等の火器の使用および消防車両の公園への乗り入れを許可することができる。

イ 警察署の管理下においては、防犯訓練等の火器の使用および警察車両の公園への乗り入れを許可することができる。

ウ 上記に該当しない避難訓練等の場合は自由使用とする。

5 不許可事項

次のいずれかに該当する場合は不許可とする。

- (1) 申請者の記載事項に虚偽があったとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、またはその恐れがあると認められるとき。
- (3) 過去の利用実績において、条例もしくは施設の利用上の遵守事項に違反し、または管理上の指示に従わなかったものが申請したとき。
- (4) 青少年の健全な育成を阻害し、または阻害する恐れがあると認められるとき。
- (5) 人権侵害、差別または名誉棄損となるまたはその恐れがあるとき。
- (6) 公園において行うことが不適切と認められるとき。
- (7) 公園利用者および近隣住民の迷惑となるもの、また危険が及ぶ恐れがあるとき。
- (8) 公園使用料を納付しないとき。

この基準は、平成28年8月9日から施行する。

この基準は、平成29年7月19日から施行する。

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

この基準は、令和6年5月1日から施行する。

この基準は、令和7年4月1日から施行する。